

## 普通肥料登録および普通肥料登録有効期間更新の申請時における 手数料について以下の方法により納付が可能です

令和8年5月7日  
みらいの農業振興課

令和8年3月末日で「滋賀県収入証紙」が廃止になったことに伴い、令和8年4月以降の普通肥料登録および普通肥料登録有効期間更新の申請時における手数料の3つの納付方法について下記のとおりまとめましたので、御確認のうえ、申請をお願いします。

### 記

#### 1 しがネット受付サービスによる申請について

・しがネット受付サービスでの申請は、普通肥料登録および普通肥料登録有効期間更新のそれぞれの申請ページにて行っていただく必要があります。ご希望される場合は、以下の URL のページから手続きください。

##### ○普通肥料登録

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/1196578344109951094>

##### ○普通肥料登録有効期間更新

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/3748734682608716960>

・しがネット受付サービスにて申請書および分析証明書を提出いただき、みらいの農業振興課で書類の確認を行った後、申込手続きで入力されたメールアドレスあてに手数料の支払い依頼を通知します。なお、こちらから追加で添付を依頼した資料については、みらいの農業振興課環境・獣害対策係(kankyojugai@pref.shiga.lg.jp)あて提出をお願いいたします。

・支払いはクレジットカードもしくはペイジーによる支払いとなります。みらいの農業振興課からメールにて通知後2週間以内に手続きをお願いいたします。

・なお、普通肥料登録では肥料の見本、普通肥料登録有効期間更新では前回交付分の登録証を別途みらいの農業振興課あてに郵送していただく必要があります。

## 2 キャッシュレス決済について

- ・キャッシュレス決済を行うためには、事前に「キャッシュレス決済依頼書」(以下「依頼書」)を受け取ったうえで、県の受付窓口(会計管理局管理課;滋賀県庁本館1階)にて手続きする必要があります。ご希望される場合は、メール、電話もしくは対面にて当課に個人名または法人名をお伝えいただけましたら、「依頼書」を当課が発行いたします※。

※依頼書は郵送もしくは対面でのお渡しとなります。

- ・当課が発行した「依頼書」を県の受付窓口に持参し、決済をしてください。なお、受け取ったレシート等を肥料登録または肥料登録有効期間更新の申請書に貼り付ける必要はありません。

- ・なお、キャッシュレス決済対応時においても、普通肥料登録および普通肥料登録有効期間更新にかかるオンラインでの申請(メール等)は受けませんので、ご了承ください。ただし、申請後の修正や追加資料の提出についてはメール等を活用する場合があります。

## 3 現金集中窓口の利用について

- ・現金集中窓口での納付を行うためには、メール、電話もしくは対面にて、事前に現金での納付を行いたいことを連絡いただく必要があります。

- ・納付にあたっては、申請書等を窓口(みらいの農業振興課;滋賀県庁本館4階)に持参のうえ、県の現金集中窓口(滋賀県職員生協組合売店内;滋賀県庁新館1階)にて手続きを行い、納付済証を添付する必要があります。なお、納付済証を申請書に貼り付ける必要はありません。

- ・申請後の申請書等の修正や追加資料の提出についてはメール等を活用する場合があります。